

八 国語施策年表

【 I : 明治35年以前】

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
(旧暦) 慶応2 (1867)	12 前島密が「漢字御廃止之議」を将軍・慶喜に提出。(1867.2)	
明治2 (1869)	4 柳川春三が「布告ノ書ニ仮名文ヲ用キ且板行ニスベキコト」を政府に建議。	3 府県に小学校を設置。
明治3 (1870)	5 南部義壽が「修国語論」を大学頭・山内容堂に提出。 5 前島密が「国文教育之儀ニ付建議」を議政機関集議院に提出。	9 府県に中学校を設置。 9 平民の苗字使用許可。
明治4 (1871)	8 南部義壽が「修国語論」を文部省に提出。 9 文部省に編輯寮開設。国語調査事務を所管。(18日)	7 文部省設置。文部卿に大木喬任を任命。(18日) 11 文部省編輯寮編『語彙』巻1～5(「あ」の部), 『語彙別記』発行。
明治5 (1872)	3 公用文に歴史的仮名遣いを採用。 5 森有礼のホイットニーあて書簡。(簡易英語をもって漢文に代える件。) 5 ホイットニーの返書。(簡易英語採用論の否定及びローマ字化の勧め。) 7 大木文部卿, 漢字節減の意から, 田中義廉・大槻修二・久保吉人・小沢圭次郎等に命じて「新撰字書」(3,167字)を編集させる。 9 文部省編輯寮廃止。(13日) 10 小中学校の教科書編成のため, 教科書編成掛設置。	3 文部省編の最初の教科書『官版・単語編』(3冊)刊行。 8 「学制」発布。義務教育制実施。
(新暦) 明治6 (1873)	2 前島密が日刊紙『まいにち ひらがなしんぶんし』を刊行。和文による平仮名専用を実行。(翌年5月に廃刊。) 3 教科書編成掛を編書課と改める。(13日) 11 福沢諭吉が『文字之教』の「はしがき」で漢字節減論を主張し, 本文で実行。使用	3 太政官布告により, 出生届に記載する子の名に熟字使用の制限を実施。(28日) 6 師範学校の創定による「小学教則」公表。 7 『小学読本』5巻(榊

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
(新暦) 明治6 (1873)	字種928字とされる。 12 前島密が「学制御施行ニ先ダチ国字改良相成度卑見内申書」を右大臣・岩倉具視と文部卿・大木喬任に提出。	原芳野等編) 出版。
明治7 (1874)	3 西周がローマ字専用を主張し、『明六雑誌』1号に「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」を発表。一方、西村茂樹は同誌に「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」を発表。 5 清水卯三郎が化学入門の翻訳書『ものわりのはしご』を著し、和文による平仮名専用を実行。また『明六雑誌』7号に『平仮名ノ説』を発表。 10 編書課廃止, 報告課に併合。(31日)	8 『小学読本』(東京師範学校編) 出版。 9 久保田譲が小学校でローマ字を教授すべきことを文部大臣に建議。 10 文部省『小学入門』(甲号) 出版。
明治8 (1875)	2 文部省, 国語辞書の編集に着手。	1 文部省『小学入門』(乙号) 出版。
明治9 (1876)		6 文部省, 『ローマ字音図』刊行。
明治11 (1878)		4 那珂通世の発意により千葉師範学校が表音式仮名遣いで教えた。
明治12 (1879)		9 「教育令」公布。(29日)
明治13 (1880)	3 文部省に編輯局設置。(25日) ▽文部省編輯局, 「送仮名法」を制定し, 同局編集の図書に使用。	12 「教育令」改正。(28日)
明治14 (1881)		2 小学校教則綱領制定。(4日) 5 文部省編輯局編『語彙活語指掌』発行。 5 文部省編輯局編『語彙』巻6~12(「い」「う」の部) 発行。
明治15 (1882)	4 矢田部良吉がローマ字専用を主張し, 『東洋学芸雑誌』7・8号に「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」を発表。	7 帝国大学内に古典講習科設置。
明治16 (1883)	7 仮名字専用論の団体が合同して「かなのくわい」結成。(1日)	
明治17 (1884)	1 外山正一が「かなのくわい」の総寄り合いにおいて「漢字破」という題で講演。	3 文部省編輯局編『読方入門』出版。

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
明治17 (1884)	<p>6 外山正一が漢字全廃を主張し、『東洋学芸雑誌』33号に「漢字を廃し英語を盛に興すは今日の急務なり」を發表。</p> <p>7 外山正一がローマ字専用論を主張し、『東洋学芸雑誌』34号に「羅馬字を主張する者に告ぐ」を發表。</p>	
明治18 (1885)	<p>1 外山正一が「羅馬字会」結成。</p> <p>3 羅馬字会がローマ字による日本語の書き表し方（後にヘボン式又は標準式と呼ばれるもの）を決定。</p> <p>8 田中館愛橘が『理学協会雑誌』16巻に「羅馬字用法意見」を發表し，別のローマ字つづり（後に日本式と呼ばれるもの）を主張。</p>	<p>8 「教育令」改正。(12日)</p> <p>12 内閣制度改正，新たに各省に大臣を置く。初代文部大臣に森有礼を任命。(22日)</p>
明治19 (1886)	<p>1 田中館愛橘が日本式ローマ字つづりを羅馬字会の総会に提出したが，否決。</p> <p>2 各省官制公布，編輯局は元のまま。(27日)</p> <p>3 矢野文雄（当時郵便報知新聞社長）が漢字節減論を主張し、『日本文体文字新論』を刊行。</p> <p>3 物集高見著『言文一致』刊行。</p> <p>5 田中館愛橘が羅馬字会から離れ，日本式ローマ字を普及するため，羅馬字新誌社を設立。</p>	<p>4 「小学校令」「中学校令」「師範学校令」公布。(10日)</p> <p>5 文部省，「教科用図書検査条例」制定。(10日)</p> <p>9 文部省編輯局編初学者用教科書『読書入門』出版。</p> <p>9 東京帝国大学文科大学に博言学科（後に言語学科）設置。</p>
明治20 (1887)	<p>6 二葉亭四迷が小説『浮雲』に言文一致体を採用。</p> <p>9 矢野文雄が『郵便報知新聞』の社説として「本社新聞の目的」を發表し，漢字三千字制限案の10月1日実施を宣言。</p>	<p>4 文部省編輯局編『読書入門掛図』出版。</p> <p>4 編輯局，『日本小文典』（B. H. チェンパレンに依嘱したもの）刊行。</p> <p>5 文部省編輯局編『尋常小学読本』（7冊）出版。</p> <p>10 文部省編輯局編『高等小学読本』（8冊）出版。</p> <p>—尋常小学，高等小学の課程を通じて約2,000字の漢字を教えることとした。</p>
明治21 (1888)	<p>2 かなのくわい編『かなぶんの かきかた』刊行。</p>	
明治22 (1889)	<p>4 内閣官報局が「送仮名法」を制定し，『官報』号外として出版。『官報』の送り仮名は以後これによる。</p>	

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
明治23 (1890)	6 文部省編輯局廃止。総務局に図書課設置。出版事業は民間に移譲。(20日)	10 「小学校令」公布。明治19年公布の小学校令は廃止。(7日) 10 「教育ニ関スル勅語」發布。(30日)
明治24 (1891)	7 文部省総務局廃止。大臣官房設置。官房に図書課が設けられたが、教科書については検定のみを行い、編集は廃止。(24日)	11 「小学校教科用図書審査等ニ関スル規程」制定。(17日)
明治27 (1894)	4 井上哲次郎が知識の発達が文字の難易によることを主張し、『東洋学芸雑誌』151・152号に「文字と教育の関係」発表。(4・5月) 5 内閣官報局編「送仮名法」増補版(八尾新助版)刊行。(30日)	12 貴族院, 第8議会に高等教育會議に関する建議案提出。
明治28 (1895)	8 三宅雪嶺が欧化思想を排して漢字尊重論を主張し, 雑誌『太陽』1巻8号に「漢字利導説」発表。 10 中根淑編『送仮名大概』刊行。	
明治29 (1896)		2 貴族院, 小学校修身教科書を国定とすることを決議。(4日) 12 文部大臣の諮問機関として「高等教育會議」設置。(28日)
明治30 (1897)	10 文部省に図書局設置。(9日) 12 大西克知が眼科学者として漢字が学生の近視を誘発することを主張し, 「学生近視ノ一予防策」(独自の略字体を提案)を発表。	4 東京帝国大学文科大学内に国語研究室設置。
明治31 (1898)	7 上田万年が同志と「国字改良会」結成。 10 文部省図書局廃止。「図書及図書館ニ関スル事項」は大蔵官房図書課の所管となる。	10 文部省, 検定出版教科用図書の文字印刷等に関する標準を告示。
明治32 (1899)	5 重野安繹が漢字廃止論に反対し, 『東京学士会院雑誌』21巻5・6号に「常用漢字文」発表。5,610字を選んで使用することを主張。 10 帝国教育会, 国字改良会を合併, 同会の国字改良部とした。 12 佐藤仁之助編『新撰送仮名法』刊行。	2 「中学校令」改正。(7日) 2 「高等女学校令」公布。(7日) 2 「実業学校令」公布。(8日)
明治33 (1900)	1 帝国教育会国字改良部, 「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を貴衆両院に提	8 「小学校令」改正。「小学校令施行」規則第

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
明治33 (1900)	<p>出。(26日)</p> <p>1 帝国教育会国字改良部、国字国語に関する改良意見(変体仮名の廃止、表音式仮名遣いの採用等)を『教育公報』に発表。</p> <p>1 原敬(当時大阪毎日新聞社長)が漢字節減から漢字全廃に至らせることを主張し、「漢字減少論」を『大阪毎日新聞』に発表。(1・2月)</p> <p>2 根本正ほか5名より衆議院に提出の「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」可決。(16日)</p> <p>2 辻新次等より貴族院に提出の「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」は調査会を設けることに修正可決。(21日)</p> <p>4 貴衆両院からの建議を実行に移すため、文部省が前島密、大槻文彦ほか5名を国語調査委員に任命。(2日)</p> <p>4 第1回国語調査会開催。(16日)</p> <p>4 井上円了著『漢字不可廢論』刊行。</p> <p>4 原敬、振り仮名の表音化を主張し、『大阪毎日新聞』に「ふり仮名改革論」を発表。</p> <p>5 文部省大臣官房を総務局に改めた。(19日)</p> <p>11 文部省、上田万年ほか10名に調査を依頼した『羅馬字書方調査報告』発表。(5日)</p> <p>反対論が起り、実施不能となった。</p>	<p>16条で、仮名字体の一定(変体仮名廃止)、字音仮名遣いの改正(表音式に改め、長音符号を採用)、漢字1,200字制限の3表を発表。(20日)</p> <p>12 文部省、国語漢文科の名を廃し、国語科と改めることを高等教育会議に提出。</p>
明治34 (1901)	<p>5 文部省総務局図書課、『羅馬字書方調査報告』刊行。(13日)</p>	<p>3 文部省、「高等師範学校尋常小学国語科実施方法要項」発表。東京語の発音と語法を採用。</p> <p>3 衆議院、第15議会に小学校教科書国定の件を建議。</p> <p>4 「小学校令施行規則」第16条を教科書に適用。</p>